

INTERVIEW

愛知県弁護士会会長 井口 浩治氏

岐阜県出身。早稲田大学法学部卒。1984年、司法試験合格。87年、弁護士会登録し愛知県弁護士会に所属。2004年、同弁護士会副会長に就き、業務改革委員会委員長、司法修習委員会委員長などを歴任。

コロナ禍で裁判遅延や調停の滞りも 増えそうな破産……「弱者支援も怠らない」

ワクチン接種が始まったとはいえ、新型コロナウイルス感染症の猛威は、緊急事態宣言の解除直後から第4波の流行が始まったという見方もある。その社会経済的影響は計り知れず、法曹界も例外ではない。2021年度の愛知県弁護士会会長に就任した井口浩治氏（61）に新任の弁とともにコロナ禍の影響について聞いた。（聞き手は編集顧問・鬼頭直基）

鬼頭 コロナ禍で県弁護士会も法律相談窓口を一時閉じるなどしました。

井口浩治会長 対面での法律相談（名古屋法律相談センター）は昨年4月中旬から5月いっぱい、中止しました。その代わり電話の無料相談を開設してカバーしました。日ごろの相談窓口がなくなるといけないので日本弁護士連合会（日弁連）が旗を振り全国的に実施されました。

国や自治体の補助・支援の対応もありますが、コロナ禍で苦境に陥った債務相談などはフォローの必要があります。もともと東日本大震災の時に金融機関への支払い猶予など自然災害時の債務整理のガイドラインが作られましたが、コロナ禍を原因とする返済にも適用されることが昨年12月に決まり現在活用されています。

コロナ禍はボディブローのように効いて今

後、破産などが表面化すると思われます。これから出て来るそういった問題への対応にも怠らないようにする。どうしたら困っている人に支援できるかいろんな手段を考えていく必要がある。この一年、直面する問題に今までやってなかった対応をしてきました。今後もその経験を踏まえ対応できていける、と思っています。一方でコロナ禍により講演会など対外的事業なども出来ませんでした。リモートやズームなどで代替したこともあり、市民向けの事業は試行錯誤しながら今年度も行います。

——**弁護士活動そのものへの影響はありましたか？**

井口 昨年4、5月は裁判所職員の半分が交代制になり、裁判の期日が延期され、判決が遅れたり調停も滞ったりかなり影響がありました。例えば担当した民事訴訟でも、3月初め

に和解の合意が出来て、4月10日に成立予定でしたが裁判所の期日が入らず、何とか民事訴訟規則の特例により電話で裁判所、代理人（弁護士）同士がやり取りして切り抜けました。1カ月予定がずれると影響は大きく、そういった例が多いため、なるべく裁判を止めないよう裁判所内部でも対応を検討され、今後はこれまでに以上に弁護士会とも協議がされることとなります。

進む民事手続きのオンライン化

一方でもともと民事訴訟のIT化を段階的に進める計画があり、昨年2月から第1段階が試行的に始まりました。コロナ禍と重なりましたが、書面による準備手続きを法廷に来ることなくアプリを使ってオンラインでやり取りするものです。ズームに似ています。パソコンを使って弁護士事務所同士、裁判所間で既に行われていて、2025年までには訴状提出などを含めすべてオンライン化される、と聞いています。コロナ禍でこの動きが加速していくかもしれません。

——**2019年に女性活躍推進法が改正され、ジェンダー平等はSDGsでも5番目に掲げられています。県弁護士会として取り組まれることは？**

井口 弁護士会としては会員女性比率3割を目標値としていますが、現実にはなかなかむづかしい。県弁護士会の副会長は5人でうち1人は女性。最近、女性副会長は最低でも1人おられます。会員の女性比率はだんだんアップして2割近く。全国平均でも同じ傾向です。

県弁護士会には63委員会があり、その委員の3割を女性会員に任命する取り組みをしています。また委員会の中の男女共同参画推進本部が中心となって女性比率増加を含む基本計画を策定中です。また、両性の平等に関する委員会において性差別、DV対応への取組もなされています。

——**改めて伺いますが、弁護士法第1条に「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を**

使命とする」とあります。これについて会長のお考えをお聞かせください。

井口 もともと戦後日本の体制は三権分立（司法・行政・立法）と定められ、その中で裁判関係は弁護士を含め司法が担うことになりました。裁判所と検察庁は国の人ですが、弁護士だけが唯一、在野です。憲法で保障されている基本的人権、すなわち自由権を在野として守る立場。戦前からの反省で権力からの束縛を受けず、自由な立場でそれをどうやって守るか。それが弁護士の役割です。法曹に携わる資格は「何となく」ではなくて、人権・自由権を守ることを活動の根幹にしていくことが前提だと取って第1条で規定されたのです。

弁護士不祥事に悩みも

これはかなり独自なもので米国の制度を持ってきたわけではありません。ちなみに戦前の日本では国（司法大臣・検事正）の監督下にありました。また、在野と言いましたが、弁護士会は自治組織でそれが一番の特徴で監督官庁はありません。過去の歴史からそうなったのですが、社会の信頼を失ってはいけない。その為には第一条で規定された使命を弁護士は担っていかないといけない。最近はいろいろな背景から倫理観が緩んで、不祥事等の事で問題が出たりしています。そういう事例が出ると弁護士に対する信頼が失われてしまう。一方で、「弁護士は敷居が高い」と一般に見られがちです。敷居を低くしながらも倫理観は維持しなければならないのですが、不祥事の発生には苦慮しているところです。

——**最後に、会長ご就任のご抱負を。**

井口 県弁護士会の会員は今年1月現在2087人。うち過半数がロースクール（法科大学院）世代です。それまでと少しシステムが異なるので、弁護士法1条の受け止め方も違うようです。価値観の多様化なのかもしれませんが、同1条に基づいて活動するという前提がないと意味がなくなります。皆で共有できるような会の運営をしていきたいと考えています。